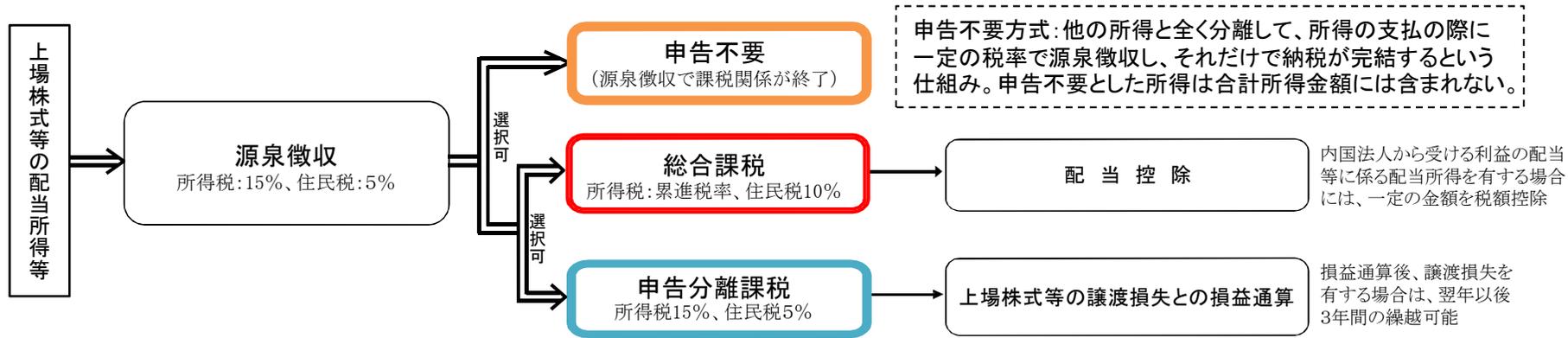


上場株式の配当等への課税方式の選択

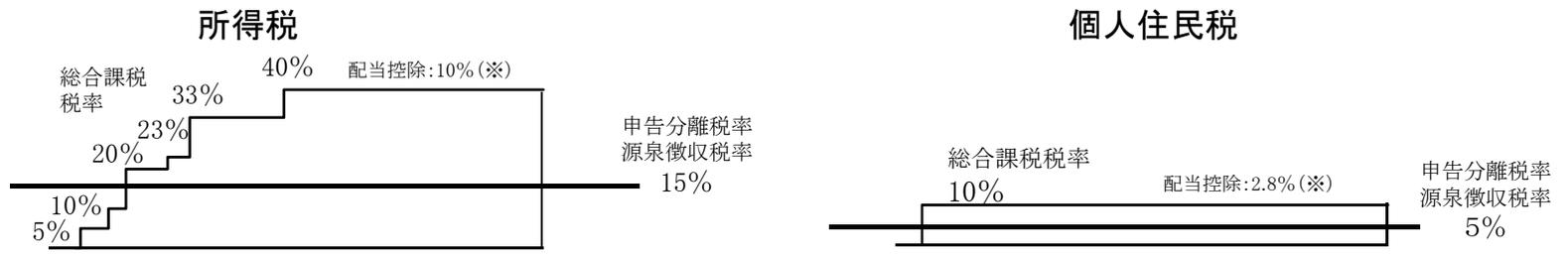
上場株式等の配当所得等に係る課税方式

- 上場株式等に係る配当所得等については、①総合課税方式、②申告不要方式、③申告分離課税方式の3つの課税方式があり、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- ※ 所得税の確定申告書を提出し、個人住民税の申告書を提出しない場合には、個人住民税の申告書が提出されたものとみなされ、所得税と個人住民税で同様の課税方式を選択したこととなる。



- 具体的には、所得税・個人住民税の税額計算や国民健康保険等の他制度における影響を踏まえ、所得税で総合課税方式又は申告分離課税方式を選択し、個人住民税では申告不要方式を選択するといったケースがある。

(参考) 所得税・個人住民税の税率構造



※ 課税所得1000万円以下、剰余金の配当等に係る配当所得の場合の控除率

平成15年度改正の概要

【改正内容】

- 上場株式等の配当や譲渡益等について、源泉徴収(所得税15%、個人住民税5%)のみで納税が完了する仕組み(申告不要制度)を導入。
- 上記について、5年間の優遇税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例を創設。(その後延長され、計10年間継続)

従来の金融・証券税制に対し、個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」ということのほか、「税務当局に関わりたくない」という不満があった。(略) 政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」との課題への対応や簡素化が強く要請された。こうした中で配当課税及び株式譲渡益課税について、預貯金並の手軽さで株式投資ができる税制とすることが求められたところである。

平成15年度税制改正においては、こうした状況の下で、将来の利子・配当・株式譲渡益に対する課税の一体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な政策課題となっていることから、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について 一律20%(国税15%、地方税5%)の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要)を導入することとされた。

さらに、「貯蓄から投資へ」との現下の政策課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、これらの所得について今後5年間は10%(国税7%、地方税3%)の優遇税率を適用することとされた。

また、これらの所得について 申告不要とし、納税義務者は、源泉徴収のみで課税関係を完了させるか、又は、申告して配当控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、各種の所得控除や税額控除の適用を受けること等により税負担の軽減するか、いずれかを選択することができることとされた。

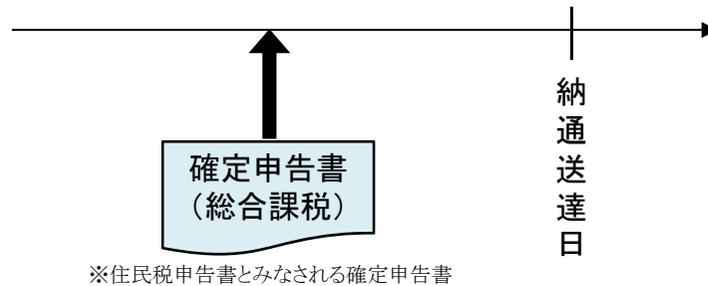
(改正地方税制詳解(平成15年)より抜粋)

平成29年度改正の概要

【改正内容】

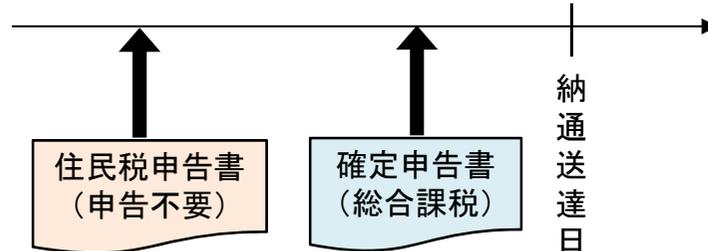
- 現行法上においても、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することが許容されると考えられていたが、市町村が判断に迷うケースがあったことから、異なる課税方式を選択できることを明確化するために、確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合における課税方式の決定等についての規定を整備。

<確定申告書のみ提出し、住民税申告とみなされる場合>



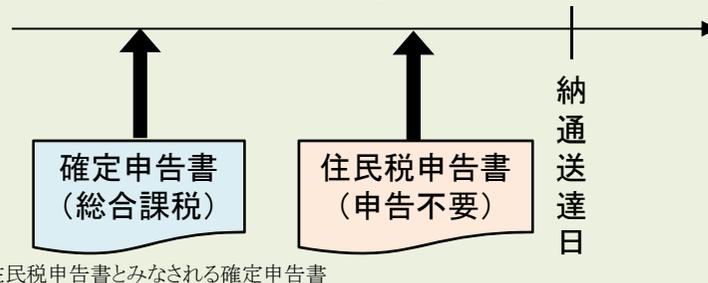
所得税:総合課税
個人住民税:総合課税

<住民税申告書を提出した後、確定申告書を提出した場合>



所得税:総合課税
個人住民税:申告不要

<確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合>



所得税:総合課税
個人住民税:申告不要or総合課税
※市町村の判断により決定

平成29年度改正により明確化

最近の国会でのやりとり（衆・予算委員会第三分科会（令和2年2月25日））

○大岡分科員 次に、この時期、非常に多いのが、株式の配当の扱いでございます。

特に目立つというか案件が多いのが、年金生活をしながら株式配当を受けておられる方。これは、現在のルールでは、分離課税、それから年金なども合算しての総合課税、そして申告不要、この三つを選べるようになっております。

これをやってしまうと一体どうなるかといいますと、所得税上は、配当も含めて総合課税を選択して、低い税率を選択する。その上で、地方税、地方の住民税の扱いについては、これを合算せずに申告不要とする。そうしないと各種保険料とかにはね返るということで。この確定申告の時期に、国と地方でばらばらの対応をしまっている、まあ、ばらばらの対応ができるようになってしまっているというのが現状です。

あわせて、当然、ばらばらの対応をすればどうなるかという、地方の収入は減ります。地方の収入は、申告不要扱いにして、小さく見せることができるようになってしまいます。

したがって、年金生活をしながら株式の配当を受けておられる方というのは、国から見た場合のこの方の収入と、地方から見た場合のこの方の収入というのは、全然違う数字が出てきてしまっているというのが現状です。

現在、マイナンバーを含めて導入をして、国民共通の基準をもって、本来、国から見ても地方から見ても所得は所得として把握をする。その上で、どう課税するか、どう賦課するかというのは当然地方の裁量が私にはあってもいいと思いますけれども、少なくとも国民の所得に関しては、国から見ようと地方から見ようと同一数字をもって把握をして、その上で、国がどう賦課するか、地方がどう賦課するか、それはそれぞれの自主性をもって進めていくべきだと思います。

したがって、この時期、当然、各税務署、それから税理士さんを悩ませる選択制でございますが、将来的には、この二重化ではなくて一本化、二重化というか三重化ではなくて一本化を目指していくべきだと思いますが、総務省の考えを教えてくださいたいと思います。

○政府参考人 お答えを申し上げます。

上場株式等の配当につきましては、所得税、個人住民税ともに、納税義務者により、総合課税、それから申告不要、申告分離課税が選択可能な仕組みとなっております。

こうした仕組みですが、個人投資家の市場参加を促す観点から段階的に導入されたものでございますが、いずれの改正時におきましても、納税義務者が所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することを法令上許容してきたところでございます。

このように、課税方式の選択については従来から許容されておりましたが、二十九年度改正でこのことを法令上明確化したこともありまして、御指摘のとおり、所得税は配当を含めて総合課税、それから住民税は申告不要とする方法を選ぶケースがあるということは認識しております。

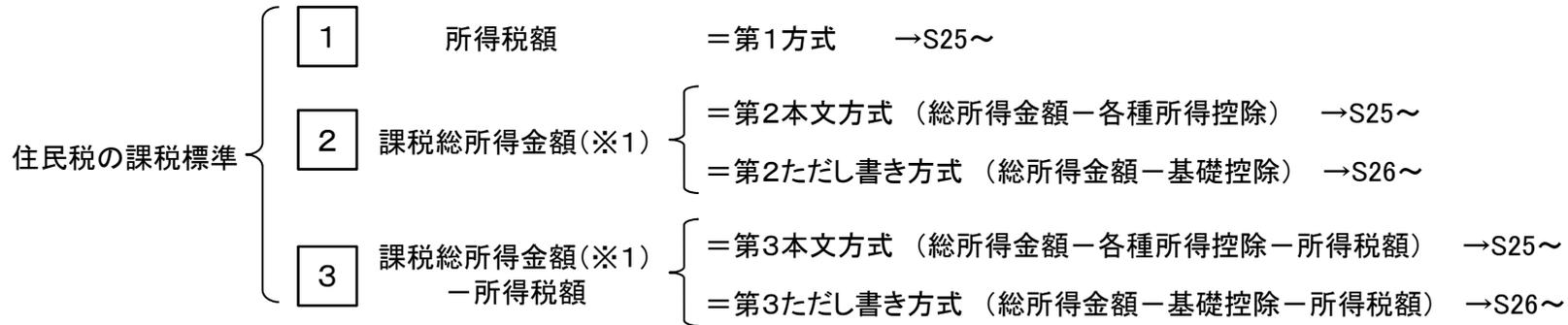
個人住民税の課税の基礎となるべき所得金額につきましては、所得税における所得金額を基準とすることとしております。したがって、基本的には、所得税の所得と個人住民税の所得は一致することになるわけでございますが、現行制度上、御指摘のような場合において、所得税と個人住民税の所得が異なることとなります。これは、従来から異なる課税方式を選択できることとしている結果であるということで御理解を賜りたいと思います。

所得について一本化すべきとの御提案につきましては、配当所得に係る個人住民税の基本的なあり方にかかわる問題でございます。制度導入の経緯等を踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えております。

(参考) 所得割の課税方式について

- シャウプ勧告(昭和24年)において、住民税の課税標準は所得税法の規定によるものとして、3方式から1方式を選択するものとされた。さらに、昭和26年度から2方式(いわゆる、ただし書き方式)が追加された。
- 昭和37年度以降は、国税改正の影響が自動的に住民税に及ばないようにするとともに、課税方式の簡素合理化を図る観点から、住民税の課税標準は、所得税法の規定によるものから、住民税独自のものとして規定された。

昭和36年度までの課税方式(所得税準拠)

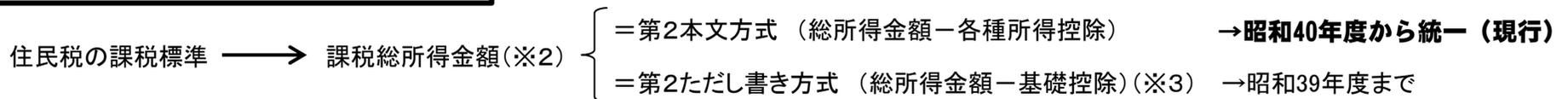


(※1)課税総所得金額=

| | |
|---------|--|
| 本文方式 | 「 所得税法の規定による総所得金額 」-「 所得税法の規定による各種所得控除 」 (雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、 生命保険料控除、基礎控除、扶養控除) |
| ただし書き方式 | |

「所得税法の規定による総所得金額」-「所得税法の規定による基礎控除」

昭和37年度以降の課税方式(住民税独自)



(※2)課税総所得金額は、所得税の規定によるものから、住民税独自の課税総所得金額(課税標準)として規定。あわせて、所得控除(基礎控除、扶養控除等)についても、所得税の規定ではなく、住民税独自の各種所得控除の規定として整備。

(※3)昭和39年度分に限り、基礎控除及び扶養控除を行った金額を課税標準とする。

(参考) 所得税と個人住民税における所得計算

- **所得の二重調査に伴って納税者に与える煩雑さを避け課税の簡素合理化に資する見地から、原則として地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除き、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得計算の例により算定するものとされている。**

○地方税法

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

(参考) 所得税と個人住民税で所得計算が異なる例

| | 概要 | 理由 |
|-----------|--|---|
| 純損失の繰戻還付 | 所得税においては、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた純損失を前年に繰戻し、前年の所得税額を還付する制度がある一方、個人住民税では認められていない。したがって、 <u>所得税において純損失の繰戻しを選択した場合には、翌年に繰り越される損失の額が所得税と個人住民税で異なることとなり、翌年以降の総所得金額等も所得税と異なりうる。</u> | 地方団体の財政規模が小さいために、純損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その財政の運営に支障をきたすものと考えられたため。 |
| 青色事業専従者控除 | 事業専従者が支払を受ける給与の額は、一定の要件の下で当該事業を営む納税義務者の事業所得の計算上必要経費に算入することができる。ただし、この特例の適用を受けた事業専従者である親族は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しないこととなる。 一定の事業を営む納税義務者がこの親族について、 <u>所得税では控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として申告する一方、個人住民税では事業専従者として申告する場合、所得税では事業所得の必要経費に算入されず配偶者控除又は扶養控除を受けることとなり、個人住民税では事業所得の必要経費に算入されることから、総所得金額が所得税と異なりうる。</u> | 青色事業専従者控除については、所得税と個人住民税とで異なる適用とすることが可能であり、その結果として所得計算が異なることとなるため。 |

参 考

利子、配当、株式等の譲渡益等に係る住民税の税率・課税方式

| | 税率 | | 課税方式 | |
|-------------|---------|-----------------|--|---|
| | 住民税 | (参考)所得税 | | |
| 預貯金の利子 | 5% | 15% | 利子割により源泉徴収方式で課税(源泉分離課税) | |
| 特定公社債の利子等 | 5% | 15% | 配当割により源泉徴収方式で課税(申告不要)。 申告分離課税も選択可能(※) | |
| 配当等 | 上場株式等 | 5% (～H25:3%) | 15% (～H25:7%) | 配当割により源泉徴収方式で課税。(申告不要) 申告分離課税・申告総合課税も選択可能(※) |
| | 上場株式等以外 | 10% | 最低5%・最高45% | 申告総合課税 |
| 株式等 譲渡所得 | 上場株式等 | 5% (～H25:3%) | 15% (～H25:7%) | 源泉徴収選択特定口座分:株式等譲渡所得割により源泉徴収方式で課税(申告不要)。申告分離課税も選択可能(※) その他:申告分離課税 |
| | 上場株式等以外 | 5% | 15% | 申告分離課税 |
| (参考)給与所得等 | 10% | 最低5%・最高45% | 総合課税 | |

※この場合、配当割額(株式等譲渡所得割額)が税額控除される

所得税・個人住民税の税率構造

○ 制度導入以降、平成19年度の税源移譲等によって、適用される税率が変化してきている。

